階段踊り場の解体作業中、踊り場が崩壊して墜落

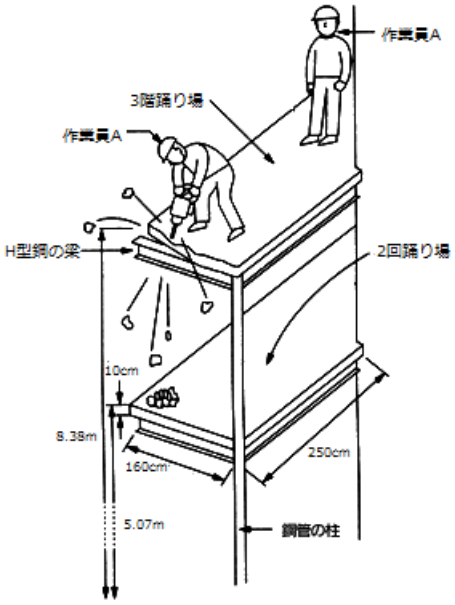

この災害は、老朽化した階段を解体する作業において、踊り場(コンクリートスラブ、2.5m×1.6m、厚さ 10cm)を解体していたところ、踊り場が崩壊して作業者2名が墜落したものである。

災害が発生した工事は、3階建ての倉庫兼事務所の外壁防水塗装を行うものであり、外壁の防水塗装工事を行う前に、作業用の外部足場を建物の周囲に設置するのに障害となる老朽化して使用していない外部階段を解体することとしていた。

解体作業は、作業場所まで車両系建設機械が近づけないため、人力により切断または破砕して行うこととし、踊り場の解体はハンドブレーカにより行うこととしていた。

災害発生当日、現場にはA、Bの2名が入り、元請の現場代理人から、ハンドブレーカを用いて踊り場を解体するよう指示された。

A、Bは3階の踊り場から解体作業に取りかかった。作業の方法は、踊り場先端よりハンドブレーカで手前に向かって少しずつ破砕していくものであった。3階の踊り場の解体作業を開始する時Bは「自分が乗っている踊り場を支えている梁の上のコンクリートスラブを解体するとコンクリートスラブが折れて自分も落ちるのではないか」と考えたため、Aの作業を後方で見ていた。作業途中で外廊下と踊り場の接続部のコンクリートスラブに約 70cm にわたって亀裂が生じたため、BはAに「コンクリートが荷重に耐えられないよ。」と警告したが、Aは無視して作業を続行し、3階の踊り場の解体作業を完了させた。

次に2人は2階の踊り場の解体作業に取りかかった。Bは3階の踊り場が崩れなかったため、Aと一緒に解体作業を3階部分と同じ手順で行うこととした。梁の上部のコンクリートスラブを解体した直後、外廊下と踊り場との接続部のコンクリートスラブが突然破断して踊り場が傾き、A、Bともに約5m下の地面に墜落した。さらに、踊り場が崩壊して落下し、Aはその下敷きとなった。

なお、A、Bは元請の現場代理人から作業方法等について何ら指示を受けていなかった。また、A、Bともにコンクリート造の工作物の解体等作業主任者の資格を持っていなかった。

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

１　崩壊して墜落するおそれのある箇所を解体するのに、何ら安全対策を講じていなかったこと。
２　現場の状況調査が不十分であり、適切な作業計画が定められていなかったこと。
３　コンクリート造の工作物の解体等作業主任者が選任されていなかったこと。

同種災害を防止するためには、次の対策を徹底する必要がある。
１　足場を設置する等適切な作業床を確保して作業すること。
２　解体する対象物をはじめ現場の状況を十分に把握し、現場の状況に応じた適切な作業計画を定めること。
３　コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、その者の直接の指揮の下に作業を行わせること。